

「2020 年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）」 に係る利用上の注意について

既報のとおり、本年 12 月 8 日（火）に公表予定の 2020 年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）においては、通常の 1 次速報から 2 次速報への改定に加え、2015 年（平成 27 年）基準改定に対応した 2019 年度（令和元年度）国民経済計算年次推計（支出側系列等）を反映する。

このほか、主な推計手法の変更点など、これらの計数を利用するに当たっての注意点は以下のとおり¹。

（1）各種基礎統計の反映

「平成 27 年（2015 年）産業連関表」の反映

① 改装・改修（リフォーム・リニューアル）の計上

「平成 27 年（2015 年）産業連関表」（総務省等）を反映し、「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」を新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に計上する。計上に当たっては、供給側推計のコモディティ・フロー法の作業分類である 91 品目分類²（以下「91 品目分類」という。）のうち、「建設」の細品目「建設補修」を、「建設補修（改装・改修）」「建設補修（維持・修理）」に細分化して定義する。

供給側推計においては、「建設総合統計」（国土交通省）を用いて、「建設補修」の産出額（国内総供給）を「土木」「建築」の区分で延長推計し、このうち「建築」の産出額に、直近の年次推計で使用した「建築物リフォーム・リニューアル調査」（国土交通省）における住宅・非住宅合計の「改装・改修」比率（暦年比率）を乗じて、「建設補修（改装・改修）」に計上し、それ以外を「建設補修（維持・修理）」に計上する。

需要項目への計上については、供給側推計で求められた「建設補修（改装・改修）」分を、「建設工事施工統計」（国土交通省）から把握する分割比率（暦

¹ 今回の基準の下での詳細な推計手法については、「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）2015 年（平成 27 年）基準版」（令和 2 年 11 月 27 日）、「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2015 年（平成 27 年）基準版」（令和 2 年 11 月 27 日）を参照。

² 供給側推計は、原則として、91 品目分類（一部の品目では、91 品目分類より詳細な品目分類）で推計を行っている。

年比率)によって民間住宅分、民間非住宅分、公的住宅分及び公的非住宅分に分割し、それぞれ計上する。その際、民間非住宅分については民間企業設備の供給側推計値に計上する。

② 分譲住宅の販売マージン・非住宅不動産の売買仲介手数料の計上

「平成 27 年(2015 年)産業連関表」で新たに計上された「分譲住宅の販売マージン」及び「非住宅不動産売買取引の仲介手数料」については、所有権移転費用として、新たに総固定資本形成(民間住宅及び民間企業設備)に計上する。

計上に当たっては、91 品目分類のうち、「不動産仲介及び賃貸」の細品目として「不動産仲介業」を定義し、この「不動産仲介業」の産出額を、「サービス産業動向調査(不動産取引業の事業従事者数)」(総務省)及び「法人企業統計年報(不動産業の従業員 1 人当たりマージン額)」(財務省)を用いて延長推計し、基準年の計数を基に「分譲住宅の販売マージン³」及び「非住宅不動産売買取引の仲介手数料」を求める。

このように推計した供給側推計値の需要項目への計上に当たっては、「分譲住宅の販売マージン」分は民間住宅に、「非住宅不動産の売買仲介手数料」分については民間企業設備の共通推計項目に計上する。

(2) 国際基準(2008SNA)への対応及び新たな経済活動の適切な反映

① 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービスの記録

国際基準対応の一環として、「娯楽作品原本」を新たに総固定資本形成として計上する。また、これに伴い、生産資産(著作権)の使用に対する受払を、従前の「財産所得うち賃貸料」ではなく、「著作権等サービス」というサービスの産出とそれに対する支払として記録する。

計上に当たっては、91 品目分類の「情報サービス、映像・音声・文字情報制作」に、細品目として「娯楽作品原本」を定義する。ただし、推計に用いる「経済構造実態調査」(総務省、経済産業省)や企業の財務諸表が月次・四半期単位で入手できないなど、基礎資料が限られることから、速報推計においては年次推計における前年同期値を採用する。

需要項目への計上に当たっては、上記で得られた供給側推計値を民間企業設備の共通推計項目及び公的固定資本形成に計上する。

また、国内における取引は、全額中間消費として配分するが、海外とのやり取りは、「国際収支統計」(財務省、日本銀行)における「著作権等使用料」をサービスの輸出入に計上する。

³ 2011 年(平成 23 年)基準より総固定資本形成として計上している住宅売買仲介手数料(新築分)も含む。

② 住宅宿泊事業の反映

住宅宿泊事業法の定義等を参考に、「住宅宿泊サービス（個人間取引に該当）」及び「住宅宿泊仲介サービス（マッチングプラットフォームが行う仲介事業）」を定義した上で、産出額の推計を行う。

「住宅宿泊サービス」については、91 品目分類「宿泊業」の細品目として定義し、国内家計最終消費支出に配分する。また、「住宅宿泊仲介サービス」については、91 品目分類「その他の運輸」に含め、中間消費と国内家計最終消費支出に配分する。

住宅宿泊事業の産出額⁴の推計は、年次推計と同様に「1人1泊当たりの宿泊費×住宅宿泊事業の宿泊実績」を基に行う。ただし、「1人1泊当たりの宿泊費」については、「消費者物価指数（宿泊料）」⁵（総務省）を用いて延長推計する。

需要項目への計上に当たっては、国内家計最終消費支出のうち、88 目的分類「宿泊施設サービス」に計上する。

なお、外国人利用分については、非居住者家計の直接購入として輸出に計上している。

(3) 需要側と供給側の統合比率の見直し

国内家計最終消費支出及び民間企業設備の推計過程で需要側推計値と供給側推計値を加重平均する際のウェイト（統合比率）を以下のように見直す。

表 1 需要側の統合比率の改定状況

	需要側統合比率（新）	需要側統合比率（旧）
国内家計最終消費支出	0.2622	0.2385
民間企業設備	0.4522	0.4908

新たな統合比率は、1995（平成7）暦年から2017（平成29）暦年（2000（平成12）暦年を除く。）について、2015年（平成27年）基準の速報値と同様の方法で供給側推計値と需要側推計値を推計し、それらを加重平均して

⁴ 住宅宿泊事業の産出額を、90%は「住宅宿泊サービス」に、10%は「その他の運輸」に計上する。

⁵ 基礎統計となる総務省「消費者物価指数」の8月及び9月値は、Go To トラベル事業の割引前・割引後の双方の計数が公表されていることから、割引前の計数を用いて推計を行う。なお、7月値については、事業開始前に調査が行われており、Go To トラベル事業による価格低下の影響を受けていない計数となっている。

求める暦年値の伸び率が年次推計暦年値の伸び率に最も近づく値に設定した。

(4) 季節調整について

① GDP 需要項目

1次速報推計時に加法型異常値処理のダミー変数を設定した系列に加え、「四半期別法人企業統計」等により推計される原材料在庫変動、仕掛品在庫変動及び形態別の総固定資本形成についても同様の処理を行う。具体的な系列は以下のとおり。

系列（名目及び実質）	X-12-ARIMA におけるダミー変数
国内家計最終消費支出のうち 耐久財 半耐久財 非耐久財 サービス（除く持ち家の帰属家賃、FISIM） サービス（持ち家の帰属家賃） 居住者家計の海外での直接購入 非居住者家計の国内での直接購入 政府個別消費支出 民間住宅 民間企業設備 民間原材料在庫変動 民間仕掛品在庫変動 民間製品在庫変動 民間流通品在庫変動 財貨の輸出 サービスの輸出（除く非居住者家計の国内での直接購入、FISIM） 財貨の輸入 サービスの輸入（除く居住者家計の海外での直接購入、FISIM） 海外からの所得の受取 海外に対する所得の支払 形態別総固定資本形成のうち 住宅 その他の建物・構築物 輸送用機械 その他の機械設備等 知的財産生産物	A02020.3

② 名目雇用者報酬系列

1次速報推計時と同様、2020年7-9月期に加法型異常値処理のダミー変数を設定する。

系列（名目）	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
賃金・俸給 雇主の社会負担	A02020.3

（5）その他の変更事項等

四半期別 GDP 速報の推計に用いる研究・開発（R&D）の産出額

四半期別 GDP 速報においては、R&Dの市場生産者分の産出額について、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、株式会社日本政策投資銀行の「全国設備投資計画調査（大企業）」における研究開発費計画に基づき推計を行い、年度の推計値を「四半期別法人企業統計」（財務省）における資本金10億円以上の全産業（金融・保険業を除く）の販売費及び一般管理費の過去の四半期パターンにより四半期分割して推計している。

また、非市場生産者である対家計民間非営利団体分のR&D産出額は、直近の第一次年次推計値を、トレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している。一般政府分のR&D産出額分は、直近の第一次年次推計値を、トレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している⁶。

2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計を反映した市場生産者の2020年度（令和2年度）のR&D産出額の推計値は表2のとおりとなる。

表2 市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 （兆円）	対前年度（同期）比 伸び率（％）
2020年度（令和2年度）	15.2	▲1.1%
4-6月期	3.7	▲0.4%
7-9月期	3.8	▲0.1%
10-12月期	3.8	▲0.6%
1-3月期	3.9	▲3.3%

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

⁶ R&D産出額の詳細な推計方法については、「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2015年（平成27年）基準版」（令和2年11月27日）を参照。

また、非市場生産者（民間企業設備のうち対家計民間非営利団体分、公的固定資本形成のうち一般政府分）の2020年度（令和2年度）のR&D産出額の推計値は表3のとおりとなる。

表3 非市場生産者（対家計民間非営利団体・一般政府合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2020年度（令和2年度）	3.7	0.0%
4-6月期	0.9	0.0%
7-9月期	0.9	0.0%
10-12月期	0.9	0.0%
1-3月期	0.9	0.0%

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

なお、本推計値は現時点のものであり、推計値の変更が生じることがありうるが、その場合は、原則として、都度アナウンスを行う。

（以 上）